

平成21年度学位論文要旨・論文審査要旨

高山, 晃郎

大野, 正久

大石, 雅也

木庭, 俊彦

他

<https://doi.org/10.15017/17087>

出版情報：経済學研究. 76 (6), pp.99-114, 2010-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

平成21年度学位論文要旨・論文審査要旨

高山晃郎氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第134号
学位の種類 博士(経済学)
授与の年月日 平成21年7月21日
学位論文題目 基軸通貨国における外国為替市場の
形成と発展
—金融グローバル化とニューヨーク
外国為替市場—

論文内容の要旨

現代の国際金融における顕著な現象の一つは、外国為替市場の急速な拡大である。2007年のニューヨーク連邦準備銀行の調査によると、ニューヨーク外国為替市場の1日平均取引量は、直物取引、先渡取引、為替スワップ取引合計で2001年の2,540億ドルから2007年には6,640億ドルへと飛躍的に拡大した。

米国はドル建てで貿易取引及び国際金融取引を行っているのであるから、本来ならば外貨の売買は意味を持たないはずである。なぜなら、米国は貿易取引及び金融取引を含むあらゆる国際取引を自国通貨ドルで決済することができるからである。それにもかかわらず、基軸通貨国である米国のニューヨーク外国為替市場が急速に拡大しているのは奇妙な現象と言わなければならない。本論文では、1980年代初めに指摘され、その後しばらくの間問題にされることがなかったこの事実を改めて注目する。なぜニューヨーク外国為替市場が拡大するのか、そのことは現代の国際金融においてどのような意味を持っているのであろうか。この問題の解明が本論文の課題である。

本論文ではこの問題を1973年の変動相場制への移行から近年までの時期を対象にして、企業、銀行、機関投資家といったミクロレベルの外国為替取引の実態の解明を通じて考察する。また外国為替市場は、企業と外国為替銀行の関係すなわち対顧客取引を基礎として銀行間為替取引が展開するという重層的な構造を持っている。このような認識のうえに、まず対顧客取引に注目し、どのような契機でニューヨーク外国為替市場での為替取引の拡大という現象が生じてくるのかという問題にアプローチしたい。そのあとで、機関投資家

の国際投資や銀行間為替取引に接近する。

この研究は現代国際金融における米国の地位、グローバル化下での米国金融市場の特性、金融取引技術における米国の中心的な位置付け等、これまであまり議論されてこなかった論点の一端を描くという意義を持っている。すなわち米国金融機関は従来の取引形態(ドル建ての国際投資[ニューヨーク外債市場やロンドンユーロ債券市場(ドル建て)での取引])だけでなく洗練されたりリスク管理手法を用いて異種通貨建て資産運用(先進国及び途上国の国内証券の取引)を行っている。ニューヨーク外国為替市場はその縮図としてあらわれているのである。また本論文では、1970年代から1980年代における米系多国籍企業の直接投資、1980年代後半から1990年代以降の米国機関投資家の国際投資[先進国中心]、そして2000年以降では途上国を含めた金融グローバル化により取引通貨の多様化(貿易契約・決済通貨及び投資通貨の当事国通貨化)が進展する中で、それぞれの時代における多様化の持つ意義を歴史的な流れの中で再構成し、米国経済構造のダイナミズム、時代的背景(時代による違いから生じた多様化の原因)、途上国の市場経済化動向をできる限り踏まえながら、これまでの先行研究による概念的枠組みを利用して、ニューヨーク外国為替市場の拡大と構造変化の実態を明らかにする。本論文全体を要約するならば、次のようになる。

第1に、1980年代初めに指摘され、その後しばらくの間問題にされることがなかった「なぜニューヨーク外国為替市場は拡大したのか」という課題に応えた。この問いに対して、特に1970年代以降の米系多国籍企業の外国為替取引の実態の解明を通じて接近し、米系多国籍企業による国際財務管理機能の米国本社への集中が重要な役割を果たしていたことを明らかにした。また、ニューヨーク連邦準備銀行の公表データや各銀行の年次報告書などにより、米銀が外国為替取引をプロフィットセンターとして位置付け、ニューヨークでの外国為替取引に積極的になったことを明らかにした。さらに、銀行はポジションの解消のために短期金融市場を積極的に利用せざるを得ない点に注目し、短期金融市場の構造と機能について、米銀のポジション調整の観点から接近した。1980年10月の米国の所要準備率等の変更により、ニューヨーク国内短期金融市場とロンドンオフショア市場の実効コストが変化した。

ニューヨーク国内短期金融市場での資金調達が有利となった。

第2に、1990年代以降急拡大する国際資本取引と関連付けながら、金融グローバル化のもとでのニューヨーク外国為替市場の形成と構造変化の実態を明らかにした。まず、米国機関投資家の異種通貨建て資産運用が、ニューヨーク外国為替市場の対顧客外国為替取引の規模を拡大させ、その通貨別構成の変化をもたらしたことを指摘した。米国機関投資家の国際投資の拡大が、現在のニューヨーク外国為替市場の急拡大の推進力となっているのである。さらに、ニューヨーク外国為替市場における上述の対顧客外国為替市場の構造変化により、それまでのマルク、円、ポンドといった特定の通貨に取引が集中していたニューヨーク銀行間外国為替市場では、エマージング通貨を含め、さまざまな通貨が取引されるようになった。1990年代まで、米銀はドル資金調達の際にロンドンのユーログレー市場とニューヨーク国内の短期金融市場とを主に利用してきたが、2000年以降ではこれらに加えて、ケイマン諸島、機関投資家とのレボ取引といった、新たなドル資金調達の経路が使用されるようになった。さらに米国機関投資家による当該国通貨建ての国際投資の拡大に伴って、米銀の外貨資金調達の構造が変化している。1980年代及び1990年代には主にロンドンユーロカレンシー市場と為替スワップ取引を利用して、米銀は外貨資金を調達していた。2000年以降ではこれらの経路に加えて、各国資本市場での当該国通貨建ての債券発行により外貨資金が調達されている。このような短期金融市場の近年における拡大や多様な資金調達源泉により、オプション取引のポジション調整に見られるように、銀行は持高操作及び資金操作を容易に行うことができるのである。

最後に、本論文で考察したニューヨーク外国為替市場の拡大とその変化が、現代国際金融において持つ意義について述べ、結びとしたい。本論文で考察したように、ニューヨーク外国為替市場の拡大とニューヨーク対顧客外国為替市場での取引通貨の近年における多様化は、金融グローバル化を先導した米国機関投資家による外貨建て国際投資とそれに伴う対顧客外国為替取引における通貨の多様化のプロセスから生じた。米国機関投資家は、それまでのニューヨーク外債市場でのドル建ての投資に加えて、世界各国の現地通貨建ての金融資産に投資を行うことにより、ニューヨーク外国為替市場での取引通貨の多様化をもたらしたのである。米国が基軸通貨国として、自国通貨建ての貿易と

国際資金調達・運用を行うことができる限り、ニューヨークに外国為替市場が存在する必要はなく、世界の外国為替市場は非対称に配置されることになる。そうした非対称性は、戦後70年代初頭に及ぶまで米国が自国通貨建て国際取引の特権を享受してきたことの裏返しに他ならない。その同じ米国が90年代後半以降謳歌した金融グローバル化（投資通貨の多様化及び対顧客外国為替市場の構造変化）は、「基軸通貨国」における外国為替取引の拡大を見る限り、そうした非対称性の構造自体を変化させた。

論文審査の要旨

| | | |
|--------|---|----------|
| 論文調査委員 | } | 主査 川波 洋一 |
| | | 副査 岩田 健治 |
| | | 副査 篠崎 彰彦 |

本論文は、基軸通貨国である米国に、ロンドンと並ぶ巨大な外国為替市場（ニューヨーク外国為替市場）が存在し、また拡大を続けている事実に着目し、米系多国籍企業、米国機関投資家、米国及び外国の為替銀行の行動や同国為替市場の構造変化の実態を分析しながら、その拡大の原因と意味を探っている。

本論文は、第一に、1970年代以降現地通貨建て資産・負債を抱えるようになった米系多国籍企業がニューヨークにおいて集中的な為替管理を行うようになったこと、また米銀が外国為替取引に積極的になったことが、市場拡大の発端であったことを明らかにしている。

第二に、1990年代以降、米国所在機関投資家による異種通貨建て国際資産運用が、ニューヨーク外国為替市場における対顧客外国為替取引の規模拡大と、エマージング諸国通貨を含む取引通貨の多様化を引き起こしたことを明らかにしている。加えて、そうした対顧客外国為替市場における変化が、ニューヨークの銀行間外国為替市場においても取引通貨の多様化と取引規模の拡大をもたらしたことを明らかにしている。

本論文は、米国における外国為替市場の拡大を金融グローバル化のもとでの機関投資家による国際資産運用等と関連付けながら論じることにより、基軸通貨国が自国通貨建て国際取引という特権を行使することで初めて成立する外国為替市場立地の非対称性に根本的な構造的変化が生じてきている事実之光を当てたといえることができる。

本論文では、米銀の外国為替ポジションと外国為替収入との関係など、さらに実証すべき課題もある。しかし、これらは、今後さらに追究すべき課題であり、本論文そのものの価値を大きく損なうものではない。

以上の理由により、本論文調査委員会は、高山晃郎氏より提出された論文「基軸通貨国における外国為替市場の形成と発展—金融グローバル化とニューヨーク外国為替市場—」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

大野正久氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第135号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年2月22日
 学位論文題目 財政的外部性とソフトな予算制約の
 経済分析—地方分権化における政府
 間財政関係を中心に—

論文内容の要旨

中央集権体制においては、多様化した公共サービスに対するニーズを的確に反映した行政を行うことが困難となっていることや、国の財政移転制度を通じた過度な地方行政への関与により無駄な公共支出を地方に助長させているなど、様々な問題が生じているため、近年、地方分権体制の推進が議論されている。地方の自立と財政の健全化を促すために、三位一体改革が進められており、課税自主権の移譲や補助金制度見直しについての議論が盛んに行われている。

このように、以前にも増して、地方分権が経済にどのような効果を生み出し、また、どのような条件下で地方分権が望ましいかを厳密に考察することが必要になっている。

そこで、このような現状を背景に、本論文では地方公共財供給や租税に関する外部性に注目し、このような外部性が存在する一般的な状況を想定して、所得税や法人税の課税自主権及び公共政策の決定権限を地方に移譲することの効率性に関する問題や中央政府により行使される補助金政策の有効性に関する問題について分析している。さらに、近年の自治体や公企業の非効率な財政運営の要因として指摘されているソフトな予算制約に注目して、財政システムの比較及び地域間の所得格差がソフトな予算制約にどのような影響を及ぼすかについて分析している。本論文の章構成は次のようになる。

第1章では、はじめに近年の地方財政の現状について言及している。その後、財政的外部性とソフトな予

算制約の概念及び先行研究をサーベイしている。最後に本論文の位置づけと構成を言及している。

第2章では、垂直的租税外部性について分析しているDahlby and Wilson (2003) のモデルを2地域モデルに拡張し、各地方政府がスピルオーバー効果を伴う地方公共財を供給する状況を想定し、さらに、国税徴収により生じる垂直的租税外部性も考慮して、中央政府が補助金政策にコミットできない場合の補助金政策の効果を分析している。結果として、補助金政策が導入されると、各地方政府はより過小な地方税率に決定し、社会厚生が低下することを示している。

第3章では、垂直的租税外部性と移転政策について分析しているBoadway and Keen (1996) のモデルを修正して、地域間で民間企業の財の生産技術が異なる状況で垂直的租税外部性のみでなく、公共支出に伴うスピルオーバー効果も存在する状況を想定し、補助金政策について検討している。さらに、補助金政策について、Boadway and Keen (1996) での移転政策とは異なり、中央政府は各地方政府の公共支出に対する補助率を決定し、補助金を支給するしきみを想定している。主な結果として、Boadway and Keen (1996) とは逆に、補助率の引き上げは、地方政府により決定される最適地方税率を上昇させることを示している。

第4章では、ソフトな予算制約を地方財政の理論分析に応用した代表的研究であるQian and Roland (1998) のモデルを修正し、政府が行う公共インフラ投資にスピルオーバー効果が伴う状況を想定して、財政システムの比較分析を行っている。結果として、スピルオーバー効果が大きい場合にはQian and Roland (1998) とは異なり、地方分権下におけるハードな予算制約の均衡で公共インフラ投資は過小となり、地方公共財供給量は過大になることを示している。

第5章では同質的な地域を想定し分析しているQian and Roland (1998) を修正して、2地域モデルで住民の所得水準が地域間で異なる状況を想定し、地域間の所得格差の拡大が、各地域における中央政府と地方政府の間のソフトな予算制約の問題にどのような影響を及ぼすかについて分析している。主な結果として、高所得地域でハード、低所得地域でソフトな予算制約となる均衡だけでなく、高所得地域でソフト、低所得地域でハードな予算制約となる均衡が存在することを示している。さらに、2地域の総所得の合計が低くなる場合には、所得格差の拡大は高所得地域の予算制約をハード化し、2地域の総所得の合計が高くなる場合には、所得格差の拡大は低所得地域の予算制約を

ソフト化することを示している。

第6章では、参加条件を考慮した場合の集権的政策決定における非対称情報の問題について分析している。Besfamille and Lozachmeur (2003) を参考にして、広域ごみ処理施設のような事業を対象に、各地域の参加条件を考慮した枠組みにおいて、集権下で決定される政策と分権下で決定される政策を分析し、財政システムの比較分析を行っている。主な結果として、広域事業の建設地域に及ぶ便益の水準が低く、高い便益が実現するときに建設地域の住民にとって最大限課されてもよいと考えるトランスファーの水準がファーストベストを下回る場合には、分権下での政策決定が望ましくなることを示している。

第7章では、住民の地域間移動を考慮して、租税輸出について分析しているKrellove (1992) を参考にして、地方公共財供給にスピルオーバー効果が伴う状況を想定し、法人税について、分権下で決定される政策だけでなく集権下で決定される政策も分析し、財政システムの比較分析を行っている。結果として、スピルオーバー効果が大きくなるに従い、分権下で決定される均衡法人税率はファーストベストに近づくことが示される。そして、従来のOates(1972)の結論とは逆に、スピルオーバー効果が大きいときには中央政府よりも地方政府が法人税率を決定することが効率的であることを示している。

第8章では、これまでの分析結果のまとめと今後の課題について言及している。

論文審査の要旨

| | | |
|--------|---|----------|
| 論文調査委員 | } | 主査 三浦 功 |
| | | 副査 大住 圭介 |
| | | 副査 藤田 敏之 |

本論文は、中央政府と地方政府および地方政府同士がそれぞれ実施する公共財政政策が互いに相互作用をもたらすことを前提として、現在、わが国で議論が白熱しつつある地方分権問題を最新の研究成果を援用しながら以下の三つのテーマに基づき、理論的に検討している。

第一は垂直的租税外部性と補助金政策についてであり、Dahlby and Wilson (2003) の1地域モデルを2地域モデルに拡張し、地域住民の地域所得が内生的に決定される状況下では、補助金政策により、均衡での地方税率と国税率の和を上昇させることを明らかにした。さらにBoadway and Keen (1996) の対称モデルを地域間で民間部門の生産技術が異なる非対称モデル

に修正し、中央政府が事前の補助金政策にコミットメントする状況下では、均衡においてファーストベストな資源配分が実現されることを示した。

第二はソフトな予算制約の問題に関するものであり、Qian and Roland (1998) モデルを修正し、各地方政府の公共インフラ投資にスピルオーバー効果が働くケースを分析し、地方分権下で実現するハードな予算制約均衡において、公共インフラ投資は過小、地方公共財供給は過大になることを明らかにした。さらに、地域間に所得格差が存在するケースでは、所得格差及び所得の絶対水準の多寡に応じて多様な均衡パターンが生じることを明らかにした。

第三は広域行政と法人税に関する比較制度分析である。前者に関しては、広域ごみ処理施設の設置権限を国と自治体のいずれに付与すべきかを分析した。後者に関しては、租税輸出に関する議論を踏まえながら、法人税率の分権的決定問題をKrellove (1992) に依拠しながら分析している。地域間での住民移動が不可能であるような短期を想定した場合、完全スピルオーバー効果が実現するときには、地方政府が決定する法人税率はファーストベスト解に一致することを示した。

以上の分析結果は、租税外部性やスピルオーバー効果など実証的にも効果が確認されている現象を分析の主軸に据えながら、精緻な経済理論分析を通じて導出されたものであり、加えて補助金政策に関わるコミットメントの重要性や地域間の所得格差が地方政府の財政規律に多様な影響を与えることなど政策的観点からも重要な含意を有している。

以上より、本論文調査委員会は、大野正久氏より提出された論文「財政的外部性とソフトな予算制約の経済分析—地方分権化における政府間財政関係を中心に—」を博士(経済学)の学位を授与するに値するものと認める。

大石雅也氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第136号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年 2月22日
 学位論文題目 わが国における職場のメンタルヘルスに関する一考察
 一過労自殺事件の事例を中心に一

論文内容の要旨

わが国の企業で働く労働者のメンタルヘルスの状態は年々悪化を続け、大きな社会問題となっている。厚生労働省の調査によると、心の病で休職している労働者は全国で約47万人にものぼり、賃金ベースでの損失は年間約1兆円と推定されており、労働者側だけではなく、経営者側にも危機感が生じている。しかし、これまで労働者のメンタルクライシス問題は、その研究対象が職場における労働者の心の問題であるにも拘らず、経営学の分野ではそれほど多くの研究は行なわれてこなかった。また、なされた研究においても、労働者のメンタルクライシスの原因を長時間労働や過重労働に求め過ぎるきらいがあった。しかしながら、労働者がメンタルクライシスに陥る要因は、決して「働きすぎ」によるものだけではない。上司からの絶対的な命令、突然の配置転換や転勤・単身赴任、担当業務内容の急激な変化、職場の人間関係、責任問題など、例を挙げればきりが無いほど、その要因は多種多様である。それにも拘らず、これまでの研究者は、労働者のメンタルクライシスは個人的な問題でしかない、あるいは単純に長時間・過重労働が原因である、として、この問題を企業における経営管理上の総体的な問題と捉えることがほとんどなかった。

本論文では、まず前半部において、わが国労働者のメンタルヘルスに関する様々な角度からの現状分析を行ない、後半部において日本企業における労働者の働きさせ方を規定する主要人事諸制度がどのように設計されているかを明確にしたうえで、労働者のメンタルクライシス問題の根本的解決には、「働きすぎ」の問題のみならず、わが国企業における労働者の働きさせ方そのもの、つまり日本企業の人事システムのあり方にまで立ち入った対策が必要であることを論じる。

第1章では、まず、職場ストレス研究と結び付けられる形でこれまで行われてきた労働者のメンタルヘル

ス研究の流れがどのようなものであったのかをみた。そして、わが国の経営学の分野においては、これまでそれほど研究の蓄積がなく、なされてきた研究についても、労働者のメンタルクライシスの原因の捉え方が十分とはいえないことを指摘した。これに続いて、過労自殺が社会の注目を集めるようになるきっかけとなった「電通事件」と、高裁において結審した過労自殺事件のうち最も新しい事例である「金谷事件」の二つの事例を取り上げ、それぞれの事件の概要、裁判の過程や判例を分析し、過労自殺裁判における企業責任等の評価がどのように変化してきているのかを考察した。この「金谷事件」は、裁判の当初から3年半にわたって筆者が傍聴を続けた事案であり、①日本の企業によくみられる複数の人事・処遇制度や慣行が相互に作用しあうことにより従業員のメンタルクライシスが引き起こされたこと、②そのことに対する責任が企業側にあることが判決において明確に認められた非常に重要な事例である。これら「電通事件」と「金谷事件」の2事例の分析から、過労自殺にまで追い込まれる労働者のメンタルヘルスの悪化という問題について考察する場合、かつては長時間労働や過重労働といった「働きすぎ」によるストレスが重視されてきたが、今日はそれだけではなく、わが国の労働者の働きさせ方そのものにまで立ち入る必要性がでてきたことを明らかにした。

第2章では、わが国の行政機関が行なってきた労働者のメンタルヘルスに対する様々な対策・指導を時系列に整理し、それらがどのような意味をもち、労働者のメンタルヘルスに対し、どのような改善が期待されて対策が取られてきたのかを分析した。続いて、対策・指導を受けた企業が、適切に労働者のメンタルヘルス対策を行ない得てきたのかを検討した。ここで明らかとなったのは、①職場におけるメンタルヘルス対策の重要性の確認→②労働者個人に対する指針→③職場環境に対する指針→④職場における心理的負荷による精神障害やストレスや自殺の基準の明確化、という流れで相互補完する形で充実が図られた行政による対策は、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」（「メンタルヘルス指針」、2000年）の公示により一応の完成をみて、その後は同指針に基づいた対策・指導が企業に対して行なわれてきたのであるが、実際の事業場レベルにおいては、労働者に対するメンタルヘルス対策が有効に機能してはいないということであった。

第3章では、「雇用関係の長期性」（＝「長期的雇用」）

を軸に、第二次大戦以降のわが国企業における主な人事諸制度（採用・賃金・教育訓練・異動・退職制度）がどのように構築されてきたのかを、それぞれの制度に関する主要な先行研究のレビューを通して考察した。これによって明らかになったのは、わが国企業の人事諸制度がすべて、従業員が若年時に入社してから長期安定的に自社企業内に留まり続けた後に定年退職して会社から出て行く、といった就業人生を送った場合に最も上手く機能するように設計され、運用されてきたことであった。このことから、わが国企業の多くで、採用、賃金、教育訓練、異動から定年退職まで、正規従業員に関わる主要な人事諸制度がすべて、従業員が長期安定的に自社企業内に留まり続けることを前提に作られており、そのような制度原則により作られた諸制度が一体化して人事システムを構築している形態を日本企業の人事システムとして捉えた。ここでは、各人事制度が構築される上で前提となっている、「従業員が若年時に入社してから長期安定的に自社企業内に留まり続けた後に定年退職して会社から出て行く、といった就業人生を送った場合に最も上手く機能する」という原則を、「長期的雇用の原則」と呼ぶこととした。これによって、日本企業の人事システムとは、主要人事諸制度が「長期的雇用の原則」という一本の芯によって貫かれる形で一体となった状態、と言い換えることもできた。

そして、第4章では、まず、行政や企業の対策にも拘らず近年の労働者のメンタルヘルスの状態が悪化を続けており、改善の方向にはなっていないということを明らかにした。続いて、その打開策として、近年企業に導入がすすめられている専門スタッフによる労働者のメンタルヘルス対策も、問題の本質的な解決には十分なものではないことを、産業医に対して行なった聴取を交えながら主張した。そして、これまでの議論の総括として、労働者のメンタルクライシス問題の解決に必要なこととは何かについて論じた。

本論文で主張することは、これまでの労働者のメンタルヘルス対策は、問題の根本的な原因が長時間労働のみならず、企業における労働者の働かされ方全般に及ぶものであるとの認識が不十分であったために、メンタルクライシスを改善させる効果に乏しかったということである。企業における労働者の働かされ方を規定するものとは、日本企業の主要人事諸制度のあり方そのものである。そこで、これまでの労働者のメンタルヘルス対策が、第4章で示した日本企業の人事システムのモデルの中にどのように表され、問題がどこに

あったのかを考察した。ここで得られた結論は、これまでのメンタルヘルス対策は人事制度の一つとしてのメンタルヘルス対策制度を他の人事諸制度と並列に付け加える形で行なわれてきたのであるが、労働者のメンタルヘルスの根本的解決のためには、日本企業の人事システムのあり方そのものにメスを入れ、「長期的雇用の原則」と「人間尊重の原則（人間らしく働けること）」の二本の芯に貫かれた人事諸制度の結合体へと改善していく形でのメンタルヘルス対策が必要であるということであった。それぞれの人事諸制度はそのままにして、人事制度の一つとしてメンタルヘルス対策制度を付け加えるという弥縫策を取るのではなく、なぜ現状の人事諸制度の下で働かされる従業員がメンタルクライシスに陥るのかを問い直し、その根本的な解決のために労働者の働かされ方そのものを改善していくことが必要であると主張した。

論文審査の要旨

論文調査委員 { 主査 遠藤 雄二
副査 久野 国夫
副査 山本 健児

本論文は、行政と企業のメンタルヘルス対策の不十分性を、産業医からの聴取調査をも踏まえた上で明らかにし、人事労務管理、労務理論の分野において、労働者のメンタルヘルス研究の重要性を指摘し、過労自殺に関する新しい視点を提起したうえで、メンタルクライシスを解決していくためには、働かされ方そのものの分析が重要であることを明確にしている。

本論文は、第一に、福岡高裁の「金谷事件」裁判を当初から傍聴し続け、過労自殺に関する最新の判例となった福岡高裁「金谷事件」判決を克明に分析することにより、メンタルクライシスの原因を長時間労働だけでなく、単身赴任、業務内容の変更、職場の人間関係など、労働者の働かされ方そのものにまで求めるべきであることを明らかにしている。メンタルクライシスの原因に関する新しい指摘については、これまで日本経営学会、日本労務学会、労務理論学会において言及されることがほとんどなく、学界に対する貢献も大きいと判断される。

第二に、労働者のメンタルヘルスの根本的解決のためには、日本企業の人事システムのあり方そのものにメスを入れ、長期的雇用の原則と人間尊重の原則を踏まえた人事制度に改善していく中で、新しいメンタルヘルス対策を行うことの重要性を指摘している。

もちろん、本論文には、メンタルクライシスを克服

していくための人事労務管理の具体的な探求に関しては不十分な点が残されている。しかし、これは今後さらに探究すべき課題であり、本論文そのものの価値を大きく損なうものではない。

以上の理由により、本論文調査委員会は、大石雅也氏より提出された論文「わが国における職場のメンタルヘルスに関する一考察—過労自殺事件の事例を中心に—」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

木庭俊彦氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第137号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年 2月22日
 学位論文題目 戦前・戦時期日本の産業発展と運輸構造の変化—筑豊石炭産業における海上輸送問題—

論文内容の要旨

本論文の課題は、戦前・戦時期の筑豊石炭産業の展開にともなう運輸構造の変化に即して、日本の小規模な沿岸海運業や港湾荷役業の存続・再編過程を解明することである。

港湾を含む海運史研究では、戦前期日本における小規模な沿岸海運業者や港湾荷役業者の幅広い存在が確認されている。日本海運業の一類型とされ、戦後まで「一杯船主」（帆船ないし機帆船を1隻だけ所有し、船主自身あるいは家族が運航するオーナーオペレーターの個人経営形態）として残存した瀬戸内海の帆船・機帆船海運業に関しては、福岡県北部に位置する「筑豊」で産出された石炭（筑豊炭）の輸送に重要な役割を果たしたことが明らかになっている。また、一杯船主と同様に零細経営であった港湾荷役業が、「親分制度」という港湾での荷役組織に規定されて存立していたことは繰り返し指摘されてきた。しかし、帆船・機帆船海運業や港湾荷役業に関する研究では、貨物を運ぶという点で結びつけられる産業との関係を議論することが少なかった。そのため、そのような運輸業のあり方がどのように存続し、再編されていったのか、より積極的にいえば、個別の産業発展に対してその存続と再編がいかなる意味をもったのかを十分に説明できていない。

そこで、本論文では、戦前期の国内輸送で主要貨物であった石炭、特に国内最大の出炭シェアを占めた筑豊炭を対象とし、筑豊石炭産業の展開にともなう運輸構造の変化のなかで、なぜ瀬戸内海の帆船・機帆船海運業が戦後まで一杯船主という形態であったのか、なぜ積出港における既存の荷役組織が維持されたのか、という点について考察を深めていく。筑豊石炭産業を対象にしたのは、筑豊炭の海上輸送では小型木造船（帆船・被曳船・機帆船）が主な輸送手段であり、積出港である若松（北九州市）では仲仕請負業を中心とする「親分制度」が成立していたからである。

筑豊石炭産業史については膨大な研究蓄積があるものの、「石炭産業は運輸業である」としばしば表現されているにもかかわらず、戦前期の炭鉱経営における輸送問題は本格的に取り扱われることがなかった。筑豊石炭産業の発展の基礎的条件として、海上輸送問題への炭鉱企業および荷主団体の対応について検証する必要がある。戦時期に関しては、船舶不足が戦時経済を制約した最大の問題であったことから、石炭産業における海上輸送についても比較的多くの分析が積み上げられてきた。しかし、筑豊炭輸送の大部分を担った機帆船海運に対する統制の結果について、具体的には機帆船輸送量の減少とその要因、統制会社の設立と業者の再編についてはほとんど明らかになっていない。本論文では、炭鉱企業・荷主団体による輸送問題への対応（流通過程への関与）が運輸業界にどのような影響を与えたのかを検討することで、生産者企業の視点から、戦前・戦時それぞれの時期における運輸構造の変化を明確化していく作業をすすめる。

各章でえられた分析結果は、以下の通りである。第1章では、戦前期における筑豊炭の瀬戸内海輸送の全体像を把握するために、小型木造船を炭鉱企業に供給する回漕業者の業態変化について考察した。回漕業者の業態を、一杯船主を荷主に仲介する「回漕店」と船舶を所有して自ら運航する「オペレーター的回漕業者」に分類し、筑豊炭鉱企業の海上輸送への取り組みを次のようにまとめた。第一次大戦期以降には、石炭市場の拡大と海運ブームの影響から、大手炭鉱企業による自家輸送が拡大していった。それに対して、若松の回漕店は合同会社を設立して競争力の維持を図った。その後、1930年前後における海上運賃の下落にともなう輸送コストに対する意識の高まりから大手炭鉱企業は自社船を処分し、自家輸送が縮小されていった。そのなかで、大手荷主企業と取引・資本関係の強いオペレーター的回漕業者が形成された。ただし、仲介専

門の回漕店も増加を続けており、一杯船主による輸送の意義が失われたわけではなかった。

第2章では、第一次大戦期から1920年代前半における輸送問題の発生と個別炭鉱企業の対応策を究明した。第一次大戦期における帆船不足のなかで、筑豊地場大手の麻生商店は、自社船の所有と海運会社との契約によって専属的な輸送力を確保していった。しかし、その後の不況下ではこれらの船舶が経営の圧迫要因となった。他方で、一杯船主による輸送は、多様な回漕店を軸とする構造化された海運取引のもとで、円滑に供給されていた。輸送量や輸送時期の変化に弾力的に対応しう一杯船主が、石炭市場の動向に適合的な輸送力であったことを主張した。瀬戸内海における帆船海運業は、戦前期を通じて炭鉱企業との間に相互依存的な関係が成立していたからこそ、船主を集中する方向ではなく、一杯船主という形態で展開したことを示した。

第3章では、1920年代半ばから1930年代に新たな輸送問題として浮上した港湾荷役について検討した。1920年代の不況によるコスト意識の高まりのなかで、大手炭鉱企業は不完全な設備による荷役の非効率性と積込諸掛の高止りに対処する必要に迫られ、汽船積込の機械化と荷役組織の「合理化」をすすめた。流通過程への関与を通じて、積込諸掛を低位に安定させつつ荷役の確実化を図り、労働運動に関するコストを社外に転嫁することに成功したのである。また、このような荷主側の輸送問題への対応によって、若松港の請負業団体に動揺が生じたが、有力な個々の請負人が仲仕に対する責任を明示化することで、荷役組織は維持されたことを明らかにした。

第4章では、戦時下における海上輸送力の低下とそれへの対応策（海上輸送力増強政策）の展開を論じた。荷役業者および回漕業者が統廃合され、従来までの海運取引や荷役組織が解体していく過程を分析した。そこで成立した各統制会社の株主構造からは、太平洋戦争期の船舶不足の深刻化にともなう荷主団体による輸送への関与（とその強化）がうかがえた。また、若松の回漕業に対しては営業権評価額が有利に設定されており、転廃業に対して支払われた国民更正金庫の援助にもとづく共助金は、回漕業者が統制会社に参加するための原資となったことを指摘した。

第5章では、戦時における機帆船輸送量の減少によって、九州・山口炭の供給が圧迫された要因を一次資料にもとづいて解明した。動員体制が強化されていくなかで、一杯船主の不稼働や動員回避といったさま

ざまな矛盾が表面化した。機帆船海運業の特質、船員・物資不足、物価が高騰するなかでの相対的な低収入という状況下では、計画輸送の忌避や船の売却といった選択がとられたのであり、これらの諸制約が複合的に関連して機帆船海運統制の限界を引き起こしていた。

終章では、全体を総括し、今後の課題について言及した。本論文では、帆船海運業と仲仕請負業の存続要因として、戦前期の輸送問題の発生にともなう生産者企業による流通過程への関与が、これまでの研究で重視されてきたような市場の内部化や資本参加などによる輸送部門への進出だけではなく、既存の運輸業の経営形態や組織を存続させる方向でもすすめられたことを強調した。また、造船技術や積込機械の発達などによる新たな海上輸送方法・荷役方法が普及していくなかで、帆船海運業者や仲仕請負業者はその特質に支えられた機能（柔軟な輸送力・労働者の統括機能）を活かすような反応をみせており、それが結果として、筑豊石炭産業の発展に対して重要な役割を果たすことに結びついていた。このような運輸業のあり方を解体させたのが、戦時下の荷主団体や政府による海上輸送力増強政策の推進であった。その再編成の位置づけと関連して、戦後復興期の石炭産業における輸送問題を展望し、結びとした。

論文審査の要旨

| | | |
|--------|---|----------|
| 論文調査委員 | } | 主査 北澤 満 |
| | | 副査 藤井 美男 |
| | | 副査 鷲崎俊太郎 |

本論文は、第二次大戦前・戦時における筑豊石炭産業を事例として、同産業の展開に伴う運輸構造の変化について分析し、その主たる担い手である小規模な沿岸海運業、および港湾荷役業の存続と再編の様相を明らかにすることを課題としている。

沿岸海運業に関しては、これまで十分に解明されてこなかった当該期における筑豊炭鉱企業の石炭輸送（主として瀬戸内海における帆船・機帆船海運業を利用していた）の実態について、一次資料の収集・分析によって明確にした。特に「一杯船主」と呼ばれる個人経営形態の零細船主が、小規模であるがゆえに「柔軟な輸送力」を持つという特質を活かして、戦前期を通じて重要な存在であり続けたことを強調している。石炭輸送において、海上輸送業と同様に重要な港湾荷役業についても詳細に検討し、通説とは異なる見解を打ち出した。両大戦間期には荷役設備の合理化が進められたが、労務請負業者による荷役組織はこれに伴う

再編を経ながらも、荷役作業・労働者管理に対する責任の負担を認めることで大手炭鉱企業との関係を密接にし、自らの存立基盤を維持していたことを裏付けたのである。そして、戦前期までの筑豊石炭運輸業を解体させたのは、戦時下における海上輸送力増強政策であったことを明確にした。

総じて、大変重要ではあるが資料上の制約によって研究蓄積が薄い分野を研究対象とした上で、徹底した資料の調査・分析により、上述の成果をあげていることは高く評価できる。また、海運業史および石炭産業史研究の双方に関して新たな知見を加え、さらに両者を包括して論ずることで、筑豊石炭産業史像の新たな側面に光を当てたことも、大きな貢献といえよう。今後は本論文の成果を踏まえた上で、戦後復興期における沿岸海運業・港湾荷役業の再編に関する分析を深化させていくことが望まれる。

以上の調査結果を踏まえ、本論文調査委員会は、木庭俊彦氏より提出された論文「戦前・戦時期日本の産業発展と運輸構造の変化—筑豊石炭産業における海上輸送問題—」について、博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

佐藤秀樹氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第138号
学位の種類 博士（経済学）
授与の年月日 平成22年3月25日
学位論文題目 租税遁脱及び汚職防止に関する規範的分析

論文内容の要旨

本稿は、文献的系譜上、次の2つに関連する。すなわち、(i) シャドウ・エコノミーを構成する諸活動の一つであり、70年代前半以降、公共経済学の研究対象とされてきた租税遁脱（Tax Evasion）の研究、及び(ii) 80年代に既存の租税遁脱研究と結合し、その後現在もなお行政一般のコンテクストへ拡張されつつある汚職（Corruption）ないし汚職防止戦略（Anti-Corruption Strategy）の研究である。本稿全体の主な課題は、階層的組織構造下で、（モニタリング及びペナルティを用いた政府による戦略的情報収集行動を意味する）エンフォースメントの規範性を明らかにすることである。以下、各章の概要を述べる。

第1章は、不確実性下の納税者行動に関する研究のサーベイである。まず、虚偽申告の発覚確率及び虚偽申告が発覚したときに科されるペナルティを所与とした個々の納税者が、自らの期待効用を最大化するように申告額を決定する問題の解を求める。分析の結果として、納税者がリスク中立的であるとき、虚偽申告に対する期待ペナルティが十分大きい（小さい）なら、常に納税者は適正申告（虚偽申告）を選択することになり、納税者がリスク回避的であるとき、一意的な内点解が存在することを示す。次に、非金銭的要因としての評判を考慮し、個々の納税者が、共同体の一員としての社会的規範に対して自覚的であるとき、評判は、納税者の虚偽インセンティブを減少させることも示す。

第2章は、税務当局及び納税者の行動に関する戦略的相互依存関係に関する研究のサーベイである。期待ペナルティが十分小さい限り、合理的な納税者は所得の一部を脱漏するという、主体的均衡パラダイムでの推測に反して、実際には、所得の全てを常に適正に申告する納税者層が存在するという事実認識に基づき、本章では、納税者の構成に関連して、自発的納税者及び戦略的納税者を考慮する。分析の結果として、戦略性に関する納税者の構成が、（非遵守に偏しない）遵守の状況に影響を及ぼし得る一方で、税収に対しては中立的であることを示す。

第3章では、第2章のモデルに基づいて、最適課税構造及び低所得者層を優遇する政府裁量を分析する。まず、納税者及び調査官の行動に関して、各々、期待所得最大化及び期待報酬最大化を仮定した上で、混合戦略均衡が存在する条件を示し、均衡で生じる税収制約下の最適課税構造を導出する。その結果、完全情報下では、低所得者層を非課税とする課税構造が実現することに対して、非対称情報下では、高所得者層と相俟って低所得者層にも税負担が生じる課税構造となることを示す。しかし、低所得者層による適正申告を評価する政府の価値判断に依存して、裁量的な減税政策が実行可能であり、従って、情報の非対称性を要因とする課税構造の歪みを徐々に緩和させ得ることも示す。

第4章は、エージェンシー理論を用いて、最適モニタリング、非対称情報下の最適課税構造を導出し、納税申告に関する共謀・汚職問題を考察し、特に、共謀防止スキーム下の経済的厚生を相対的に評価することを目的とする。分析の結果として、汚職防止の具体策を講じる際に、いわば、報酬システムへのコミットメ

ントに対して慎重であるべきであるという政策的インプリケーションを示す。

第5章では、汚職防止に関するレジーム比較分析を行う。まず、徴税システムの文脈で汚職問題について厚生分析を行い、共謀防止レジーム及び共謀誘発レジーム間で、均衡における経済的厚生を比較し、共謀誘発レジームの相対的な望ましさを示す。その上で、法と経済学の最適制裁に関する古典的結果を三層構造モデルでも近似的に複製し得ることを示し、更に、告発者の保護システムを考慮して、一般には、共謀防止レジームよりも、告発を伴う共謀誘発レジームの方が、次善的な社会的状態をもたらすことも示す。

第6章は、三層構造に、汚職防止のための政府行動を織り込んだ四層構造を考察する。すなわち、クライアントの法遵守に対するモニタリング(監督)及びエージェントの法遵守に対するモニタリング(監察)の各々を実施する2種類の独立したエージェントが存在して、プリンシパルは、汚職防止並びに経済的厚生の見地から、2種類のエージェント及びクライアントに対して報酬・ペナルティーから成るインセンティブ・スキームを設計する。主な分析結果は、四層構造が、(i) 外生的エンフォースメントの均衡戦略下で、汚職防止スキームとして効果的であること、及び(ii) 内生的エンフォースメント下では汚職防止及び厚生改善を両立的に達成し得ることである。

第7章では、「法と経済学」の視点から、租税争訟システムを分析する。すなわち、所得税法に関する代替的紛争処理に関連する。経済理論上、所得・課税標準を私的情報とする仮定は、標準的であるものの、納税者及び税務当局の間で、所得に対する法解釈が異なるケースがある。事実、国税一般の紛争を解決する機構として、国税不服審判所が存在する。本稿で着目する国税不服審判所の特徴は、国税通則法24,75,78、及び115条に規定される次の2点である。すなわち、(i) 税務署長が、納税者に対して更正・決定を行う。(ii) 納税者は、訴訟に先立って、(税務署長への)異議申し立てないし(国税不服審判所への)審査請求を行うことができる。特に、(ii)は、国税不服審判所が行政型代替的紛争処理の類であることを示している。分析の結果として、当事者の所得評価は、税法の複雑性に伴って拡大すること、及び国税不服審判所の存在は、均衡で納税者のタイプを選別し、更正決定に同意する納税者をもたらすことを示す。

論文審査の要旨

| | | |
|--------|---|----------|
| 論文調査委員 | } | 主査 三浦 功 |
| | | 副査 藤田 敏之 |
| | | 副査 堀 宣昭 |

本論文は、所得税に関する脱税問題やそれに派生して生じる汚職問題を、ゲーム理論、情報の経済学及び契約理論を援用しつつ、法と経済学の観点から理論的に検討している。

(1) 納税者と税務当局との間の戦略的相互依存関係をゲーム理論により分析し、納税者を自発的納税者と戦略的納税者のタイプに分類することにより、混合戦略均衡が広範囲に実現することを示す一方、いかなる混合戦略均衡下でも、税収は不変であることを示した。さらに、社会的に望ましい所得税体系のあり方について検討し、不完全情報下で社会厚生に対する低所得者層の貢献度を重視する場合には、裁量的な減税政策が実行可能となることを明らかにした。

(2) 政府をプリンシパルとし、納税者及び税務当局をエージェントとする三層構造からなるエージェント同士の共謀問題を分析している。まず、Mookherjee and Png (1990) のモデルを単純化して、共謀と脱税を同時に防止するレジーム(共謀防止レジーム)を構築し、その性質を検討し、共謀防止するための社会的コストにより、効率性を阻害する可能性などを指摘している。次いで、脱税や共謀を政府が事実上黙認するスキーム(共謀誘発レジーム)を新たに導出し、共謀防止レジームとの比較を社会厚生の観点から試みた結果、第三者による告発の可能性が存在する場合には、共謀誘発レジームの方が望ましくなる可能性が存在することを明らかにした。

(3) (2)の三層モデルに、税務当局の行動を監査する主体(監査当局)を組み込むことにより四層構造のエージェント同士のモデルを構築している。監査当局のモニタリング水準が適切に選択されていれば、共謀防止レジームの方が社会的に望ましくなることを示した。

(4) 課税に関する紛争を処理する国税不服審判所の役割について、簡単なモデルにより法と経済学の観点から検討しており、国税不服審判所が納税者のタイプをスクリーニングする役割を果たしていることを明らかにした。

以上のような脱税や汚職に関する経済理論的な研究は、欧米では数多く行われているが、わが国ではあま

り進展していない。わが国のように直間比率の高い国や汚職が蔓延している発展途上国などにおいてとりわけ、重要かつ今日的課題であり、本論文の一連の研究成果が今後の租税政策を議論する際の理論的なベンチマークとなりうるものと評価される。

以上より、本論文調査委員会は、佐藤秀樹氏より提出された論文「租税連脱及び汚職防止に関する規範的分析」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

Eduardo Jarque Cervantes (エドアルド ファルケ セルバンテス) 氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第139号
学位の種類 博士（経済学）
授与の年月日 平成22年3月25日
学位論文題目 Firm Strategic Resources, Industry Attractiveness and the Formation of Business Groups in Emerging Markets -Analyzing the Formation of Latin America's Biggest Business Group-
(企業の戦略的な資源、産業魅力と新興成長市場における企業グループ (Business Groups) の構成：中南米における最大企業グループの構成についての分析)

論文内容の要旨

In recent years, scholars have been dedicating efforts to understand the proliferation of business groups (BG) around the world, specifically in emerging markets. The formation and evolution of business groups has been studied through several perspectives, such as diversification and its impact on performance (Caves & Uekusa, 1976; Chang & Choi, 1998; Khanna & Palepu, 2000; Fauver et.al., 2003); competition policy and market power (Yafeh, 1995; Berheim & Whiston, 1990); conflicting between shareholders' control rights and cash-flow rights (La Porta, 1999); the relationship between groups, directors and governments (Kruger, 1974; Bhagwati, 1982; Khanna & Yafeh, 2005); and business groups as

social entities and family business networks (Granovetter, 2005; Mork & Nakamura, 2005). However, researchers have paid little attention to the questions of what are the industries in which rapidly-expanded business groups in emerging markets are present and what stimulates this exponential growth. In an attempt to answer these questions, this research offers two key contributions. 1) The development of a logical novel framework to identify the most attractive industries in emerging markets and to detect representative business groups competing in those industries; and the detection of such cases for the year 2008. 2) A strategic analysis and documentation, from a historical perspective, of the creation and expansion process of one of the most representative such cases, Latin America's biggest business groups. We present evidence to reconcile the 2 contrasting theories of the Strategic Management: RBV and the Five-forces framework. In-depth analysis was conducted to infer industries (and firm-specific resources) interrelations for Mexico's biggest firms to exemplify industry-firm strategic resources integration.

To develop a framework to detect Business groups that might present insightful implications for the strategic management field, we draw on the concept of industry attractiveness to detect BG competing (and outperforming) in extremely profitable growing industries. Firstly, we collected data from the world's 2,000 largest public companies in terms of sales, profits, assets and market value, of which 428 were created (and compete) in emerging economies. Then country of origin and the industries in which they compete were detected. Secondly, we divided the sample by country-development level and assigned each company a rank according to firms' annual profits for 2007 for each country. Thirdly, we calculated industry growth rates based on national accounts data from the United Nations statistics division and form central information departments of some countries, for the past 17 years. Then we conducted analysis of those firms that matched high-profits ranking and compete in growing industries. We found that, excluding natural-resources-related firms, what seem to be the

major attractive industries in almost half of those countries are Banking and Telecommunications. More over, most of the companies in those industries present strong group affiliation. Such cases are: Bharti Airtel and Reliance Communications in India; America Mobil, Carso Global Telecom and Grupo Carso in Mexico; Tele Norte Leste and Brazil Telecom in Brazil; Hutchison Whampoa in Hong Kong (China) and Turkcell in Turkey. These groups have, among others, two common characteristics: They were involved in acquisitions of state-controlled firms that were (recently) privatized; and are mainly controlled by families. These groups were able to create entry barriers, supported by strong relations with their governments.

In the second part, a strategic analysis of the most representative of such detected cases in Latin America (Grupo Carso, America Mobil and Carso Global Telecom) is presented. Firstly, we collected historical information from the Mexico Stock Exchange (MSE) and from reports the companies give to their investors to find break points in the history of the Groups that lead it to become the largest BGs in Latin America. Secondly, we used Porter's Five Forces framework to make a time-based industry analysis. Most of the companies that integrate Grupo Carso were created before the beginning of the group. In these sense, we analyzed case by case to infer what the industry attractiveness was for the company to be included in the group at the time of acquisition. Thirdly, we used the VRIO framework to clarify through the Resource-Based View approach, how valuable, rare, imperfect imitable and no substitutable resources were integrated, developed, accumulated and shared to create sustained competitive advantage for the company (Barney, 1991, 1996; Dierickx and Cool, 1989). Finally, we inferred patterns of action taken by the owner when making strategic decisions, what strategic choices the companies had and how they performed over them. The most important facts in GC's history are related. GC's crucial strategic moves are explained. In addition, a model of resource allocation among the group's companies is presented.

It is argued that the search among key *secondary*

industries for those necessary strategic resources to outperform in extremely profitable industries, attractive for a specific firm, stimulates the formation of business groups in emerging economies (Jarque & Shiotsugu, 2008, 2009). From the strategic management perspective, the arguments and empirical evidence documented here might lead to and support the theory of *factor- market rivalry* (Markman & Gianiodis, 2009) and extend the concept of *heterogeneous resource complementarity* by arguing that, at the group level, the degree of resource complementarity given by companies competing in *secondary industries* is determinant for the achievement of sustained competitive advantages needed to outperform in excessively profitable industries, that may be considered as *main* priority for the group.

論文審査の要旨

| | | |
|--------|---|----------|
| 論文調査委員 | } | 主査 塩次喜代明 |
| | | 副査 久原 正治 |
| | | 副査 堀井 伸浩 |

新興市場ではビジネス・グループ (BG) が数多く見られるが、それがどのような産業なのか、その成長は何によるのかを統計データの解析とメキシコにおけるグループ・カルーソーの事例研究によって、本論文は実証的に解明している。まず、新興工業国の2007年度の巨大企業約2千社(天然資源関連を除く)を対象に、売上、利益、資産、市場価値などのデータを収集し、国別、産業別、企業ランク別等の分類を試みると同時に、抽出された高収益428社を中心にそれらが属する国別に国連統計を用いて過去17年間の産業成長度との対比を試みている。

発見された事実は、企業をひきつけている高収益産業の主なもの銀行やテレコミュニケーションなどであり、しかも多くの国でそのような産業でBGが形成されているということであった。BGには近年私企業に組み込まれた企業を吸収していること、同族支配型であり、それが政府との関係を強め、参入障壁となっていることなども明らかにされている。

次にグループ・カルーソーの戦略行動と経営プロセスに注目して、BGの成長および高収益の原因を分析している。その結果、内部資源の戦略的な蓄積をベースにした成長戦略およびそれを導いた企業家のリーダーシップが重要であることが明らかにされている。

本論文の先行研究の涉獵やデータの収集解析は広範

困かつ丹念なものであり、本論ではそれらを通じて構築した分析枠組みに基づいて実証研究が展開されている。新興工業国の分析には、BGの形成への政府の関与とともに、企業による独自の戦略経営の分析が重要であることを実証的に明らかにした学術的な意義は高く評価できる。以上の調査結果を踏まえて、本論文調査委員会は、本論文を博士（経済学）の学位に値するものと認める。

高地圭輔氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第140号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年3月25日
 学位論文題目 ブロードバンドにおけるコンテンツの役割と新たな政策的対応の必要性について
 一電気通信事業者のコンテンツ戦略に着目して一

論文内容の要旨

ブロードバンドでは、従来の電気通信サービスと異なり、利用者は一つのネットワークの上で多様なコンテンツを利用している。電気通信サービスの市場が伸び悩む一方、コンテンツ市場は拡大が続くことが予測されており、電気通信事業者にとってのコンテンツ市場の戦略性が増している。

これまで、電気通信事業に対しては、公益事業規制が課され、また、競争の導入後は相互接続規制等が課されてきたが、技術的制約からコンテンツ毎にネットワークが構築されてきたため、コンテンツとネットワークの関係が問題とされることは少なかった。しかし、ブロードバンドでは、この対応関係が変化し、電気通信事業者とコンテンツ事業者の取引に関する規律が議論となりうる。

この点に関し、米国では、投資促進のため電気通信事業者にフリーハンドを与えるべきであるとする見方、電気通信事業者によるコンテンツへの垂直的干渉を禁止すべきとする「ネットワークの中立性」を強調する見方などがある。しかし、我が国の市場は米国とは異なる点があり、こうした議論をそのまま適用すべきではなく、その適用可能性について改めて検証を行うべきである。

本論文の目的は、これらの状況を踏まえ、ブロードバンド上で多様なコンテンツが一体的に提供・利用される環境下における、電気通信事業者とコンテンツ事業者の間の取引への規制措置やコンテンツ市場における競争促進の意義について理論的に明らかにすることである。そして、この目的を達成するため、次の三つの課題を設定して具体的な分析を行った。

第一の課題は、コンテンツがブロードバンド利用者に及ぼす影響を把握するための理論的フレームワークに関する検討である。これに関しては、主に先行研究の調査により分析を行うこととする。

第二の課題は、我が国のブロードバンド利用者に対して、当該フレームワークが適用可能であるかどうかを分析・検証することである。これに関しては、アンケート調査データを利用した実証分析によることとした。

第三の課題は、検証を行った理論的フレームワークを基礎として、様々な市場構造やビジネスモデル、通信事業者への料金規制などが及ぼす社会厚生への影響について分析することである。これに関しては、経済モデルによる分析を試みた。

検討を行う前提として、本論文の第2章では、電気通信市場の現状等について把握した。電気通信市場は、市場集中度及びビシェアから見れば殆どが寡占又は独占的な市場として評価されること、市場の伸びが鈍化していること、携帯電話の一人当たり収入が長期的に減少する一方で、コンテンツ利用に関係するデータ通信関連部分は増加していること等が示された。また、ネットワーク関連のコンテンツ市場については、映像系・音声系等を中心に成長が持続していることが示された。

次に、第一の課題に関して、第3章で検討を行った。電気通信事業に関する公益事業規制や競争政策の流れ、通信市場の分析に関する理論的な枠組みの変遷を整理し、その結果、消費者が多様なコンテンツを望み、コンテンツ事業者が多数の消費者を望むといった、双方向の間接ネットワーク効果に着目する市場の二面性を踏まえた分析の必要性が示された。

第二の課題に関しては、続く第4章、第5章において、市場の二面性の分析枠組みの適用可能性を検討するため、利用者によるコンテンツの多様性への選好の有無について、実証的な分析を行った。第4章では、FTTH（fiber to the home）を取り上げ、利用可能な（利用したい時に利用できる）コンテンツの多様性が回答者のサービスの選択確率に対して与える影響につ

いて分析した。また、第5章では、携帯情報通信端末を取り上げ、利用可能なコンテンツ数や端末機能の増加が利用者に及ぼす影響について分析した。結論としては、いずれもコンテンツの多様性が利用者の選択に正の影響を及ぼしていることが示された。

第三の課題に関しては、第6章において、独占的電気通信事業者を取り上げ、市場の二面性を考慮した経済モデルを用いた分析を行った。まず、広告収入モデルを取り上げ、電気通信事業者のプラットフォームを、コンテンツ事業者に限界費用で提供することの影響を考察した。その結果、コンテンツ生産の固定費が大きい場合や、利用者のプラットフォーム参加への心理的障壁が高い場合など、市場参加者がプラットフォーム利用に消極的となる条件が成立している場合には限界費用料金での提供が厚生への改善に寄与すること、逆の条件が成立している場合には厚生を悪化させること等がわかった。次に、有料課金を想定したモデルを構築して分析を行った結果、コンテンツ市場と電気通信市場において別々の事業者がサービス提供を行う場合、コンテンツ事業者は利潤最大化の観点からコンテンツ市場を独占化するインセンティブを有するが、社会厚生観点からは、コンテンツ市場が競争状況にある方が望ましいことが示された。

第7章の前半では残された論点について考察を行った。まず、現実の市場のように寡占競争の状態にある場合、電気通信事業者が、競争相手の事業者とのコンテンツの互換性を低下させ、差別化を通じて電気通信市場での利潤を拡大する可能性を考慮すべきことを指摘した。また、電気通信事業者とコンテンツ事業者の間の取引への一定の規律が望ましい場合に、事業法制を所管する規制当局と競争法を運用する競争当局のどちらが政策的対応を行うのか判断が困難な場合があると思われるが、例えば、電気通信事業者がその地位を利用して問題となる行為を行った場合であり、かつ、コンテンツ市場からの利潤ではなくスイッチングコストの上昇等を通じて電気通信事業からの利潤を追求するものである場合、規制当局が担当する方向で整理すべきとする提案を行った。

最後に、第7章の後半では、本論文の総括を行うとともに、今後の展望と課題等について論じた。本論文により、ブロードバンド上で多様なコンテンツが提供・利用される環境では、分析に当たって市場の二面性を考慮すべきことが示された。さらに、広告収入モデルに関してはプラットフォーム利用料金への規制が有効な場合があることが示され、また、有料課金モ

デルにおいては、コンテンツ事業者と電気通信事業者の間の垂直的な取引関係が存在する場合は、コンテンツ市場の競争促進が厚生上望ましいこと等が示された。ブロードバンド時代の新たな規制措置や競争促進の意義の解明という当初の目的は達成されたと考えられる。

今後、コンテンツのブロードバンド流通が一層拡大し、競争への影響も増大すると思われる。また、FMC (Fixed Mobile Convergence: 固定移動融合) などにより、固定・移動のネットワークをまたがるサービス提供が進展する可能性もある。その結果、競争が大規模な事業者間のものへと集約されていき、各市場の寡占化あるいは独占化がさらに進むことも想定される。本論文で得た知見は、電気通信市場にのみ目を向けてきた従来の政策を改め、コンテンツを考慮に入れた政策的対応を検討していく上で、有効な示唆を与えると考えられる。

しかしながら、本論文で得た知見は、今日のブロードバンド市場の構造や技術状況を前提としたものである。例えば、利用者の行動に大きく影響を与えるキラー・コンテンツが登場した場合には、コンテンツの多様性の影響が小さくなる可能性がある。また、電気通信サービスの効用に端末の利用可能性が与える影響などについても、詳細な分析は今後の課題である。いずれにしろ、ダイナミックに変化する市場環境に対応するためには、常に固定的な原理を基盤とするのではなく、その柔軟な見直しが求められることは、過去の公益事業規制・競争政策の変遷が示している。今後とも、市場環境や市場構造を絶えず考慮しつつ、適切な政策的対応を模索することが求められる。

論文審査の要旨

| | |
|--------|--|
| 論文調査委員 | $\left\{ \begin{array}{l} \text{主査 実積 寿也} \\ \text{副査 久野 国夫} \\ \text{副査 加河 茂美} \end{array} \right.$ |
|--------|--|

本論文の研究テーマは、ブロードバンド環境における直接・間接の垂直統合の進展を背景に、電気通信事業者とコンテンツ事業者の間の取引への規制措置やコンテンツ市場における競争促進の意義について理論的、実証的に明らかにし一定の政策提言を行うとともに、政策形成にあたっての留意点を分析する点にある。

本論文の貢献は、理論的考察と実証的分析の両面において認められる。理論的考察に関しては、自然独占理論やコンテストビリティ理論を背景とした規制・競争政策の発展経緯を整理した上で、ブロードバンド社

会では、消費者とコンテンツ事業者がプラットフォームである電気通信事業者を介して戦略的に行動する「市場の二面性」に着目する必要があることを指摘した。次いで、「間接的ネットワーク効果」に関して、Web アンケートを利用した多項ロジット分析を行い、コンテンツの多様性がブロードバンドサービスに対する消費者選択に与える影響を定量的に明らかにしている。そのうえで、理論モデルを用いた分析により、将来の情報通信政策について、具体的市場環境に応じたケースバイケースの検証の重要性を説くとともに、プラットフォーム利用価格規制およびコンテンツ市場の競争促進政策に関する一般的必要性を指摘した。具体的には、広告収入モデルに関してはプラットフォーム利用料金への規制が有効な場合があること、有料課金モデルにおいては、コンテンツ事業者と電気通信事業者の間の垂直的な取引関係が存在する場合、コンテンツ市場の競争促進が望ましいことを明らかにしている。

本論文において展開されている理論的考察ならびに実証分析に関しては、高地氏の今後の政策決定活動および研究活動の蓄積に伴いさらに洗練され、ブロードバンド環境下における電気通信政策論という新たなフロンティアを切り開くことが期待できる。

以上の調査結果を踏まえて、本論文調査委員会は、高地圭輔氏より提出された論文「ブロードバンドにおけるコンテンツの役割と新たな政策的対応の必要性について—電気通信事業者のコンテンツ戦略に着目して—」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

原 みどり氏学位授与報告

報告番号 経済博甲第141号
 学位の種類 博士（経済学）
 授与の年月日 平成22年3月26日
 学位論文題目 若年層を中心とする労働市場の変化に関する研究

論文内容の要旨

近年、雇用者に占める非正規雇用の割合が増大し、社会的にも大きな問題とされている。こうした非正規雇用の増大現象は、過去にも例えば大正期以降の臨時工問題、あるいは高度成長期以降は主婦パートや学生アルバイトの増大等の形態で生じていた。しかし近

年は、教育課程を修了後の若年層や、50歳代以上を主体とする中高年層で非正規雇用化が急速に進行している。特に若年層の非正規雇用化は、既に高齢社会に突入し若年労働力の不足が強く意識されるなかで生じており、単なる景気変動のバッファ的機能とは見なし難い。若年層を主体とする非正規雇用の増加は、所得格差が拡大している大きな背景ともなっており、また将来的な能力・技術水準向上の機会が失われることにより、若年層自身の経済的損失及び国民経済上の損失にも繋がる。こうした問題を念頭に置き、本研究では若年層を主対象とする非正規雇用増加の特徴及びその背景を中心に分析している。

本研究は、序章と終章を別として、第1～6章で構成されている。第1章では本研究の問題意識を述べ、位置付けを示す。第2及び第3章は非正規雇用の特徴や正規雇用との格差問題を取り扱う。第4章は非正規雇用増加の背景を需要（企業）サイドから取り挙げる。第5及び第6章は、供給サイドである家計の構成員の視点から検討する。

第1章では、過去の局面との比較を含めて問題の所在を指摘し、分析の枠組みを示す。分析に際しては非正規雇用に関する需要・供給両面の要因を考慮することが必要である。需要サイドの要因として景気動向、企業のコスト削減意欲、そして労働力の質を取り挙げる一方、供給サイドの要因としては、家計の所得、家庭環境そして個人にかかる要因を取り挙げ、これらが非正規雇用の発生に大きく影響していることを示す。第2章では、若年層を中心に非正規雇用の動向及びその業種別・職種別の特徴を捉え、製造業のほか、サービス業や商業等で非正規雇用が大幅に増えていることを示す。そして、雇用形態別に所得分布をみると、非正規雇用者の所得水準は低位に偏っており、うち男性についてはその水準自体が低下していることなどを明らかにする。続く第3章では、正規・非正規間の所得格差に関する先行研究においては、用いるデータや期間によって賃金率及び労働時間以外の所得格差を生じさせ得る要因が異なってくることから業種・学歴・年齢等を揃える必要があることを指摘する。そして、正規・非正規間の所得・労働時間等に関する特徴を把握し、大企業を中心に格差が大きいこと、しかし正規雇用者であっても中小企業では長時間労働となっており、必ずしも待遇面で恵まれている訳ではないこと等を示す。また、産業別・企業規模別にみた正規雇用者間および非正規雇用者間にも、格差が存在することを明らかにする。

第4章は、本研究の中心的部分にあたり、先行研究の問題点を踏まえつつ、非正規雇用の増加要因を需要サイドから検討する。ここでは、景気変動の影響もあるが、製造業については輸出入を通じた海外との競合関係の強まりが響いている一方、非製造業に関してはコスト削減意欲を強めている製造業への売上依存度の高さが、コスト削減努力として非正規雇用増加の1つの背景となっている、という仮説を立て、これを検証する。さらに、近年の技術革新が労働力需要に及ぼす影響についても検討する。これらの変数を使用して、全産業に関する時系列的な推計を行うほか、海外との直接的な関係の影響の有無等を考慮して、製造業と非製造業に分けた推計を行い、仮説と整合的な結果を得ている。

以上の第4章は、労働力の需要面からの分析であるが、第5及び第6章では、非正規雇用者を対象として増加の要因を供給サイドから検討している。第5章では、若年非正規雇用の典型ともみられてきたフリーターを取り挙げる。公的当局間でもその定義にやや差異がみられるため、本研究ではフリーターを独自に定義し、その動向を捉えていく。但し、個票データを得ることが難しいことや、地域間の特性を把握できるという利点があることから、分析に際しては都道府県別の計数を基にしている。フリーターについては、個々人を取り巻く環境や就業意識が自身の生き方に大きく関わってくることから、その要因として経済活動（景気動向）のほかに、家庭環境の代理変数として世帯主の収入や他の家計構成員の就労状況を使用し、また個人にかかる要因の代理変数として学校時代の教育状況（学力テストの成績やイジメ・校内暴力等）も含めて検討する。そして、これらの要因が都道府県別のフリーター率に強く影響を及ぼしていることを指摘する。第5章が非正規化を巡る要因を解明しているのに対し、第6章はそうした労働市場には現れない若年層、いわゆるニートを取り挙げる。まず第5章と同様に対象を改めて定義し、それをを用いて都道府県別の特徴を捉えていく。そして、その発生要因として家計所得のほか、家庭環境にかかる要因や個人にかかる要因を取り挙げて検討する。ニートについても、家庭環境や学校時代の教育状況を決定要因として取り挙げ、それが有意に影響していることを指摘し、フリーターとの要因の異同を明確にしている。

このように本研究は、若年層を中心とする非正規雇用増加の特徴とその要因を分析している。その含意を踏まえると、労働力の供給サイドでは家庭環境や学校

教育が重要であるといった結論が導かれる。他方、需要サイドについては、企業のコスト削減意欲の高まりが非正規雇用増大に対して強く影響しているといった結論が得られる。このことは、グローバル化の下で生ずる要素価格均等化現象を鑑みれば、中期的にも非正規雇用比率が上昇していく可能性を示唆していると言える。

論文審査の要旨

| | | |
|--------|---|----------|
| 論文調査委員 | } | 主査 遠藤 雄二 |
| | | 副査 堀江 康熙 |
| | | 副査 志甫 啓 |
| | | 副査 横山由紀子 |

本論文は、若年層を中心とする非正規雇用の増加の特徴およびその背景を分析し、労働市場の変化に関する新しい知見を得たものである。

まず、分析に際して労働市場を需要面と供給面に分けて考える必要があることを明確にしたうえで、第1に、非正規雇用の業種別・職種別の特徴を把握し、非正規雇用者の所得分布の低位偏在と、とくに男性の所得水準の低下を指摘している。第2に、若年雇用者について正規・非正規間の所得と労働時間の格差を業種・学歴・年齢をそろえて分析し、大企業を中心に格差が大きいが、中小企業では正規雇用者も厳しい状況にあることを析出している。第3に、非正規雇用の増加要因を需要サイドから分析し、景気停滞の影響に加えて、製造業を中心に海外との競合関係の強まりが、企業のコスト削減行動を通じて響いているという仮説を立て、全産業および製造業・非製造業別に検証し、整合的な結果を導出している。

第4に、若年非正規雇用者について、フリーターを典型例として主に供給サイドから増加要因を分析し、景気動向、家庭環境、学校時代の教育状況が影響することを指摘している。第5に、直接的には労働市場に表れないニートを取り上げ、家庭環境や教育状況がその増減に影響することを示し、フリーター増加の要因との異同を明らかにしている。

このように、本研究は若年層を中心とした非正規雇用の増加について、政策的含意をはじめとする新たな考えを導出しており、労働市場研究に対する貢献度は大きい。

以上の理由により、本論文調査委員会は、原みどり氏より提出された論文「若年層を中心とする労働市場の変化に関する研究」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。